

査答申請第76号

令和6年11月6日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 金谷 重樹

令和6年5月1日付け「生生第58号」で諮問のありました事案について下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を却下すべきである。

理 由

第1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和6年1月10日付け「生生第505号」でした決定を取り消し、開示する。

第2 事案の概要

1 経緯

ア 審査請求人は、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護に

関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条第１項に基づいて「令和５年１２月１８日に総務課の情報公開窓口で、生活支援課のＡ氏が（同課のＢ氏がその場に同席していた際に）申立人に対して『（令和５年１２月１２日付け）生第４５９号保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）』という文書についての説明として『（生活保護手帳のＰ３２４（３）移送費第７－２（７）移送費ア（サ）の中に明記されている）その“承認”っていうのが、その、ケース（診断）会議で決めさせて貰った内容なんですよ。』と述べていた件につき、Ａ氏による、その旨の説明が法律上並びに生活保護行政上の言葉（または用語）の解釈という点からも、正しいものである事を示す文書や法的根拠等一式」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

イ 市長は、本件開示請求に対し、本件行政文書が存在しないとして開示しない決定（以下「本件処分」という。）をした。

ウ 審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づいて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

２ 前提事実等

（１） 個人情報の保護に関する法律

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第７６条第１項は「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」と定め、同法第６０条第１項は「『保有個人情報』とは…【省略】…地方公共団体等行政文書（地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人

の職員が組織的に用いるものとして、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有しているもの…【省略】…をいう。)…【省略】…に記録されているものに限る。」としている。

そして、同法第2条第1項は「この法律において『個人情報』とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」と定め、第1号及び第2号で、それぞれ「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」、「個人識別符号が含まれるもの」と規定している。

(2) 市長が本件行政文書を不開示とした理由

令和6年1月10日付け生第505号によれば、生駒市長が、保有個人情報の開示をしない旨の決定をした理由は下記のとおりである。

記

「事前に承認した金額」を決定するためにケース診断会議を開催し、当該会議において、これまでの実績を考慮した上で30万円以内であれば承認することを決定した。それをお伝えしたうえで、本人が業者を選定し、作業後に提出された請求書が30万円以内であったので、移送費として、当該請求書の請求額と同額の保護決定を行った。発言の主旨はこのとおりであり、この手続きは「生活保護法第19条」及び「生活保護法による保護の実施要領

について（厚生労働省社会局長通知）」に則ったものであり、法律等は公にされているため、開示請求の対象となる文書は存在しない。

第3 当審査会の判断

事案に鑑み、まず本件審査請求の適法性について判断する。

個人情報保護法第76条第1項で開示請求の対象としている情報は、行政機関等の保有する自己を本人とする個人情報、つまりその情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができる開示請求者本人に関する情報（他の情報と容易に照合することができ、それにより当該情報の本人が開示請求者であることを識別することができることとなるものを含む。）である。

これを本件についてみると、まず、本件開示請求は、生活支援課の職員であるA氏が、令和5年12月18日、情報公開窓口で審査請求人に対して行った説明が法律上並びに生活保護行政上の言葉（又は用語）の解釈という点からも、正しいものであることを示す文書や法的根拠等一式の開示を求めるものであり、これはすなわち正しいものであることの法的根拠の開示を求めるものである。

そうすると、本件開示請求は、個人情報保護法がその開示請求の対象としている行政機関等が保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を求めるものではないから、本来、却下されるべきものであった。

以上を踏まえると、本件処分を取り消し、上記の法的根拠を開示するよう求める本件審査請求も、また、本件開示請求と同様、審査請求人の個人情報の開示を求めるものではないから不適法であると言わざるを得ない。

よって、その余の点について判断するまでもなく、本件審査請求は不適法であり却下を免れない。

以上のとおりであるから、当審査会は審査会の結論のとおりに答申する。

第4 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年5月1日	・市長からの諮問（生生第58号）を受けた。
令和6年5月31日	・市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和6年8月5日 （第178回審査会）	・審議を行った。
令和6年8月27日 （第179回審査会）	・審議を行った。
令和6年8月30日 （第180回審査会）	・審議を行った。
令和6年9月11日 （第181回審査会）	・審議を行った。
令和6年9月24日 （第182回審査会）	・審議を行った。
令和6年10月1日 （第183回審査会）	・審議を行った。
令和6年10月29日 （第184回審査会）	・審議を行い、答申を決定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

（敬称略）

氏 名	所 属・団 体 名	備 考
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学名誉教授	会 長
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学教授	会長職務代理者

ふく 福 つか 塚 か 圭 え 恵	弁護士	
むら 村 なか 中 よう 洋 すけ 介	近畿大学准教授	
むら 村 おか 岡 ゆう 悠 こ 子	弁護士	